

大阪市水道事業管理規程第19号

大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（令和元年大阪市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特別休暇) 第11条 次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。 [(1)~(5) 略] (6) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第316条の33第3項に規定する被害者参加人をいう。）</u> 等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間 [(7)~(20) 略] [2 略]	(特別休暇) 第11条 [同左] [(1)~(5) 同左] (6) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間又は時間 [(7)~(20) 同左] [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。